

北海道行政書士会

中央研修所

研修案内

1. 改正民法に関する研修 . . . P 1
2. 民法①、②に関する研修 . . . P 2
3. 会社法①、②、③に関する研修 . . . P 3

2020. 4



北海道行政書士会 会員各位

北海道行政書士会 中央研修所 研修統轄 森越 博嗣

改正民法に関する研修のお知らせ

平成29年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」（債権法改正）が令和2年4月から施行されました。

民法のうち債権関係の規定（契約等）に関しては、明治29年に制定されて以来、約120年にわたり、実質的な見直しが行われませんでした。

今回の改正では、①約120年間の社会経済の変化への対応を図るために実質的にルールを変更する改正と、②現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを法律の条文上も明確にし、読みやすくする改正を行っています。

本講義では、債権法改正のすべてを網羅するわけではありません。

講師において上記改正のうち、請負契約や時効など行政書士が知っておくべき事項を選定して下記のように講義を実施します。

参加者にとって有益な情報を提供できればと存じます（講師より）。

＊この研修は3/28（土）のそれが中止・延期になったものを改めて行なうものです。

＊3/28（土）の研修の申し込みをされていた場合にも、改めての申し込みをお願いします。

＊コロナ対応のため、再度、中止・延期になることはお含みおきください。

記

1 日 時：令和2年5月30日（土）9：30～16：30（受付開始 9：00）

（12：30～13：30昼休憩）

2 場 所：札幌：札幌市教育文化会館 3階 研修室301

（札幌市中央区北1条西13丁目）

函館、旭川、帯広、釧路、北見の各市内（受講申込者には後日、研修会場の詳細をご連絡します）

3 講 師：札幌弁護士会 土田 史 弁護士

4 定 員：100名（札幌）

函館、旭川、帯広、釧路、北見の各会場は、2名以上の受講者がいることを開催の条件とします。

5 資 料 代：1,000円

6 申込締切：令和2年5月15日（金）までに別添「各種研修会 受講申込書」により、
メール又はFAXにてお申し込みください。

北海道行政書士会 会員各位

北海道行政書士会 中央研修所 研修統轄 森越 博嗣

民法①、②に関する研修のお知らせ

民法は「総則」、「物権」、「債権」、「親族」、「相続」の五編で構成され、1044条もの条文からなる個人の権利・義務の体系です。

まず、「親族」、「相続」については、すでに2019年に改正法が施行されました。

次に、「総則」と「債権」の二つの改正法については、2020年4月に施行されました。

この改正された「総則」と「債権」については、請負契約や時効などを中心に別紙のように5/30（土）に研修を行ないます。

加えて、行政書士が「権利義務に関する文書」、「事実証明に関する文書」を作成する業務を行なうために必須ないし有益である民法全体についての研修を実施します

「総則」、「物権」、「債権」については延べ5日（1日は、9：30～16：30）、「親族」、「相続」については1日（同）の研修を予定しております。

これにより民法全体の体系的な理解が可能になり、「権利義務に関する文書」等の作成スキルが向上するものと考えます。

以上より、「総則」、「物権」、「債権」を民法①から⑤として、まずは①・②について研修を実施します。

*コロナ対応のため、中止・延期になることはお含みおきください。

記

- 1 日 時：民法①令和2年6月20日（土）9：30～16：30（受付開始 9：00）
（12：30～13：30昼休憩）

民法②令和2年6月27日（土）9：30～16：30（受付開始 9：00）
（12：30～13：30昼休憩）

- 2 場 所：札幌：北海道行政書士会館2階研修室（①、②ともに）
函館、旭川、帯広、釧路、北見の各市内（受講申込者には後日、研修会場の詳細をご連絡します）

- 3 講 師：札幌弁護士会 土田 史 弁護士

- 4 定 員：各回40名（札幌）

函館、旭川、帯広、釧路、北見の各会場は、2名以上の受講者がいることを開催の条件とします。

- 5 資 料 代：各回1,000円

- 6 申込締切：令和2年5月22日（金）までに別添「各種研修会 受講申込書」により、
メール又はFAXにてお申し込みください。

北海道行政書士会 会員各位

北海道行政書士会 中央研修所 研修統轄 森越 博嗣

会社法①、②、③に関する研修のお知らせ

令和元年12月4日、「会社法の一部を改正する法律」が成立し、今後、公布日（同年12月11日）から1年6か月以内に施行される予定です（附則1条本文）。

今回の改正の内容は、大まかに、下記に区分されます。

- 1 株主総会に関する規律の見直し
- 2 取締役等に関する規律の見直し
- 3 その他の規律の見直し

今回の研修は、これらの改正に触れていただくと共に、行政書士が会社設立、株主総会議事録作成、定款変更、会社の解散・清算などの「権利義務に関する文書」、「事実証明に関する文書」に関する業務を行なうために必須ないし有益である会社法全体についての研修を実施します

延べ3日（1日は、9：30～16：30）に分けての研修を予定しております。

これにより会社法全体の体系的な理解が可能になるものと考えます。

以上より、会社法を会社法①、②、③として、研修を実施します。

*コロナ対応のため、中止・延期になることはお含みおきください。

記

- 1 日 時：会社法①令和2年7月4日（土）9：30～16：30（受付開始 9：00）
（12：30～13：30昼休憩）
会社法②令和2年7月11日（土）9：30～16：30（受付開始 9：00）
（12：30～13：30昼休憩）
会社法③令和2年7月18日（土）9：30～16：30（受付開始 9：00）
（12：30～13：30昼休憩）
- 2 場 所：札幌：北海道行政書士会館2階研修室（①、②、③ともに）
函館、旭川、帯広、釧路、北見の各市内（受講申込者には後日、研修会場の詳細をご連絡します）
- 3 講 師：北海道大学法学研究科山本哲生教授、同野田耕志教授
- 4 定 員：各回40名（札幌）
函館、旭川、帯広、釧路、北見の各会場は、2名以上の受講者がいることを開催の条件とします。
- 5 資 料 代：各回1,000円
- 6 申込締切：令和2年6月19日（金）までに別添「各種研修会 受講申込書」により、メール又はFAXにてお申し込みください。

各種研修会 受講申込書（2020 年 5 月～7 月）

ふりがな 氏 名		所属支部	
		会員番号	
T E L		F A X	
E-mail			

↓ 受講を希望する研修番号に○をしてください

↓ 受講会場等□にレ点を入れてください

申込	研修会名	研修日	受講希望会場
1	民法改正に関する研修 <u>5/15(金)申込締切</u>	5 月 30 日 (土)	☐ 札幌 ☐ 函館 (ネット配信) ☐ 旭川 (ネット配信) ☐ 北見 (ネット配信) ☐ 帯広 (ネット配信) ☐ 釧路 (ネット配信)
2	民法①に関する研修 <u>5/22(金)申込締切</u>	6 月 20 日 (土)	☐ 札幌 ☐ 函館 (ネット配信) ☐ 旭川 (ネット配信) ☐ 北見 (ネット配信) ☐ 帯広 (ネット配信) ☐ 釧路 (ネット配信)
3	民法②に関する研修 <u>5/22(金)申込締切</u>	6 月 27 日 (土)	☐ 札幌 ☐ 函館 (ネット配信) ☐ 旭川 (ネット配信) ☐ 北見 (ネット配信) ☐ 帯広 (ネット配信) ☐ 釧路 (ネット配信)
4	会社法①に関する研修 <u>6/19(金)申込締切</u>	7 月 4 日 (土)	☐ 札幌 ☐ 函館 (ネット配信) ☐ 旭川 (ネット配信) ☐ 北見 (ネット配信) ☐ 帯広 (ネット配信) ☐ 釧路 (ネット配信)

各種研修会 受講申込書（2020 年 5 月～7 月）

5	会社法②に関する研修 <u>6/19(金)申込締切</u>	7 月 11 日(土) ☐ 札幌 ☐ 函館 (ネット配信) ☐ 旭川 (ネット配信) ☐ 北見 (ネット配信) ☐ 帯広 (ネット配信) ☐ 釧路 (ネット配信)
6	会社法③に関する研修 <u>6/19(金)申込締切</u>	7 月 18 日(土) ☐ 札幌 ☐ 函館 (ネット配信) ☐ 旭川 (ネット配信) ☐ 北見 (ネット配信) ☐ 帯広 (ネット配信) ☐ 釧路 (ネット配信)

E-mail **gyosei@mrd.biglobe.ne.jp**

※メール申込の場合は、件名「5 月から 7 月研修申込」とし、本文に上記必要事項を記入して下さい。

※メールアドレスの記載があった会員にのみ、研修申込受付完了メールを事務局より送信します。